

# 大牟田市協働のまちづくり推進条例

## 逐条解説

平成27年9月

大牟田市

# 目 次

前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本原則	5
第2章 市民の役割	6
第4条	6
第3章 市の役割	7
第5条 行財政運営	7
第6条 職員の意識及び能力の向上	8
第4章 協働の推進	9
第7条 情報の共有	9
第8条 市の説明責任	10
第9条 市民参加の機会の確保	10
第10条 市民参加の対象	11
第11条 市民参加の方法	12
第12条 市民参加の公表	14
第5章 地域コミュニティの活性化	14
第13条 地域コミュニティ組織の役割	14
第14条 地域コミュニティ組織への参加等	15
第15条 地域コミュニティ組織への支援	16
第16条 事業者の役割	17
第17条 人材育成	17
第6章 市民活動の促進	18
第18条 市民活動団体の役割	18
第19条 市民活動への支援	19

第7章 条例の位置付け及び見直し等	20
第20条 条例の位置付け	20
第21条 条例の見直し	20
第22条 附属機関の設置	20
第8章 雑則	21
第23条 委任	21

(前文)

私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。

私たちは、先人たちが努力と苦勞によって築き上げてきた歴史と文化、伝統やユネスコの世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産などの地域資源を次世代に継承し、自らの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。

今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進み、地域への関心の希薄化によるコミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。

こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取組を進めていくことが求められています。

私たちは、この協働のまちづくりを通して人づくりを行い、地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくり上げていかなければなりません。

そこで私たちは、この基本理念に基づき、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市協働のまちづくり推進条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の背景や協働のまちづくりの必要性、まちづくりに対する市民の思い等、条例の本則では表現しきれない内容を簡潔に示しています。

○第1段落及び第2段落では、大牟田市のまちの特色やこれまでのまちづくりの経過が述べられています。

私たちのまち大牟田はわが国の産業の近代化をけん引した石炭産業の振興とともに発展を遂げ、三池炭鉱に関連する近代化遺産が数多く残されています。

本市では、こうした先人たちのたゆまぬ努力と苦勞によって築き上げられてきた歴史と文化、伝統やユネスコの世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産などの地域資源を次世代に継承し、さらなる発展を遂げるため、市民憲章の理念を活かしたま

ちづくりが進められています。

○第3段落及び第4段落ではまちの課題と協働の必要性について述べられています。

近年、地方分権の進展や急速に進む少子高齢化と人口減少等、私たちを取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化してきています。こうした社会情勢の変化に伴い、市民の価値観やニーズは複雑・多様化し、地域における住民同士の関わりも希薄となり、地域コミュニティが本来持っている互いに協力し、助け合う機能が低下してきています。

このような状況において、住み良い地域社会を創り上げていくためには、まちづくりの主体である市民と市がこれまで以上にこれからのまちづくりにおいて担う役割を理解し、お互いに不足する部分を補いながら、自助・共助・公助による協働のまちづくりの取組を進めていく必要があります。

○第5段落及び第6段落では、まちづくりの将来像とこの条例制定に対する市民の思いが述べられています。

私たちは、市民と行政との協働によるまちづくりによって、子どもから高齢者、障害を持った人等、全ての市民が住み慣れた地域で安心安全に生きがいを持ち、心豊かに暮らし続けられる住み良い地域社会の実現を図り、次世代を担う子どもたちがふるさと大牟田に愛着と誇りを持つことができるまちづくりを進めていかなければならないと述べています。

ここで述べていることを協働のまちづくりの基本理念として掲げ、全市民を挙げてこれからの本市の協働のまちづくりを進めていくものです。

最後に、協働のまちづくりの基本理念に基づき、まちづくりの主役が市民であることを実感することができる市民と行政との協働によるまちづくりを進め、将来にわたって発展し続ける大牟田のまちを創りあげていくために、この条例を制定することとしています。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 【条文の趣旨】

第 1 条は、この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例制定の目的を簡潔に表現したものであり、条例全体の解釈、運用の方針となるものです。

### 【解説】

この条例の目的は、「まちづくりの主役は市民である」という考えのもと、「協働のまちづくりの理念」や「まちづくりの主体である市民等と市の役割」、さらには、「協働のまちづくり推進のルール」や「地域コミュニティの活性化」、「市民活動の促進」等を定め、これらの着実な取組を進めることによって、市民が将来にわたって安心して心豊かに暮らし続けられる、活気に満ちた魅力ある地域社会を実現することとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 協働のまちづくり 市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、及び協力し合うことによって、自助、共助及び公助の取組による住み良い地域社会を創造することをいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。
- (6) 地域活動 地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決や地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。
- (7) 市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動（宗教、政治又は選挙を主たる目的とする活動を除く。以下同じ）をいう。

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語を定義しています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として「市民」、「市民等」、「事業者」、「協働のまちづくり」、「地域コミュニティ」、「地域活動」、「市民活動」の7つの用語を掲げ定義しています。

【解説】

■ 第1号（市民）

市内に居住する人のほか、市内に通勤や通学する人も含めて「市民」としています。市内に居住する人に限らず、市内に通勤や通学する人を市民に加えることによって、本市に関わりのある幅広い人々が協働のまちづくりの担い手となることにより、様々な地域課題の解決を可能とすることが期待されます。

■ 第2号（市民等）

市民等は第1号に定める市民のほか、市内で地域活動、市民活動及び事業活動等、様々な活動を行っている個人や団体をいいます。

■ 第3号（事業者）

事業者とは、営利を目的に活動する企業や個人で事業を営む人等

のことをいいます。

■ 第4号（協働のまちづくり）

協働のまちづくりの主体である市民等と市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、それぞれの特性を活かし、お互いの不足する部分を補い合いながら、共に行動し活動することによって、「自助、共助、公助」を実践し、活気と魅力のある住み良い地域社会を創造することを「協働のまちづくり」としています。

■ 第5号（地域コミュニティ）

地域コミュニティとは、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域の事柄に取り組んでいる地域社会をいいます。

■ 第6号（地域活動）

地域活動とは、地縁を基礎として組織された団体である校区まちづくり協議会や町内公民館等の地域コミュニティ組織が、様々な課題の解決や地域の活性化を図るために行う公益性のある活動をいいます。

■ 第7号（市民活動）

市民活動とは、市民等が自ら課題等を見つけ、自主的、自発的に行うボランティア活動をはじめとする、営利を目的としない公益性のある社会貢献活動をいいます。なお、特定非営利活動促進法における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、市民活動から宗教、政治又は、選挙を主たる目的とする活動を除くこととしています。

（基本原則）

第3条 市民等及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携・協力を行い、協働のまちづくりを進める。

2 市民等及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携・協力関係を築き上げる。

3 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供し、情報の共有を行う。

4 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。

【条文の趣旨】

第3条は、この条例の基本原則を定めたものです。基本原則の規定には、協働のまちづくりの具体的な進め方を掲げています。

【解説】

■ 第1項

「協働」とは「市民等と市がそれぞれに自己の責任と役割を認識しながら、相互に補完し、協力しあうこと」であり、その前提とし



て、市民等と市とは、協働のまちづくりにおいて対等な関係である必要があります。このため、基本原則の第一として「対等の原則」を定めています。

■ 第2項

市民等と市という異なる主体が協働のまちづくりという共通目標に向けて連携・協力して取組を進めていくためには、お互いの特性や立場を理解し信頼関係を築くことが重要であることから、基本原則の第二として「相互理解の原則」を定めています。

■ 第3項

市民等と市が連携・協力し協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関する情報を市民等と市が共有することが前提となることから、基本原則の第三として「情報共有の原則」を定めています。

■ 第4項

市民等と市はまちづくりに関する情報を共有しながら、市民等が主体的に協働のまちづくりに参加することを推進していくことが求められることから、基本原則の第四として「市民参加の原則」を定めています。

**第2章 市民の役割**

**第4条** 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。

3 市民は、自らの住む地域に関心を持つとともに、お互いの立場を理解し、連携・協力を図り、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

**【条文の趣旨】**

第4条は、協働のまちづくりを推進するための市民と市との役割分担という視点から、市民が、自主性、主体性をもって担う役割について定めています。

**【解説】**

■ 第1項

協働のまちづくりを推進していくために、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを意識して、協働のまちづくりに進んで参加、協力していく姿勢を役割としています。

■ 第2項

市民が、まちづくりにとって必要となる様々な情報に関心を持ち、協働のまちづくりに向けた活動に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割としています。

■ 第 3 項

市民同士が相手の立場を尊重しながら相互理解を深め、まちづくりの担い手として、地域コミュニティの活性化と様々な課題の解決に向けて主体的に行動し、住民自治を推進していく姿勢を役割としています。

**第 3 章 市の役割**

**(行財政運営)**

**第 5 条** 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。

3 市は、社会状況に応じて市民等の意向、意見等を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。

4 市は、公平、公正な行財政運営を行い、市民等との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

**【条文の趣旨】**

第 5 条は、協働のまちづくりを実現していく上での、市民等と市の役割分担という視点から、市の行財政運営や市民ニーズの把握及び市民等との信頼関係構築等、市が担う役割について定めています。

**【解説】**

■ 第 1 項

市は、協働のまちづくりの推進とともに、市民等に対して質の高い公共サービスを提供するために、効果的で効率的な行財政運営に努めることを役割としています。

■ 第 2 項

市民等と市との協働のまちづくりを推進するため、市は協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を策定し、効果的に実施することを役割としています。

■ 第 3 項

市は、協働のまちづくりを推進していくために、社会状況の変化に応じて市民等の意向や意見等を的確に把握し、それを協働のまちづくりの施策に反映していくことに努めることを役割としています。

■ 第 4 項

市は、市民等との信頼関係に基づく対等なパートナーシップを築くため、公平かつ公正な行財政運営に努め、協働のまちづくりを推

進していくことを役割としています。

(職員の意識及び能力の向上)

第6条 市は、職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民等とともに積極的な取組を行うよう、職務能力の向上のため、職員に対する啓発及び研修を実施しなければならない。

2 職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携・協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成及び資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。

【条文の趣旨】

第6条は、市民等と市が協働のまちづくりを推進するために市が行う、協働のまちづくりを進めるための市職員の職務能力の向上や育成、及び市職員の自己啓発による意識改革と資質向上について定めています。

【解説】

■ 第1項

地方分権の進展に伴い、市民参加や協働のまちづくりを推進していくためには、市職員の協働のまちづくりに係る職務能力の向上が求められます。そのため、市は、これまでの講習やワークショップ等の従来型の研修に加え、地域で公益的活動を行う団体の活動を直に体験することができる実践的な研修の導入等を進め、市職員の育成や意識改革を図っていくことを役割としています。

■ 第2項

市職員は協働のまちづくりを推進するため、地域社会の一員として地域活動に積極的に参加するとともに、地域活動や市民活動に連携・協力し、実践することができる意識の醸成と資質の向上を図るため、自己啓発に努めることを役割としています。

## 第4章 協働の推進

### (情報の共有)

第7条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信及び収集をし、情報の共有を推進する。

2 市民等は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民等の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民等が求める情報を市民等に対し分かりやすく迅速に提供し、市民等と情報が共有されるよう努めなければならない。この場合において、市は、大牟田市個人情報保護条例（平成14年条例第22号）を遵守しなければならない。

### 【条文の趣旨】

第7条は、市民等の協働のまちづくりへの参加を推進するために重要な要素である、市民等と市との情報の共有の推進について定めています。

### 【解説】

#### ■ 第1項

協働のまちづくりを推進していくためには、協働の対等なパートナーである市民等と市がお互いに情報を共有することが重要になります。このため、市民等と市が相互に、まちづくりに関する情報を主体的に発信、収集し情報の共有化を図ることを定めています。

なお、ここでいう市民等が情報を発信する方法としては、地域コミュニティ組織や市民活動団体における活動を通じた情報発信のほか、第11条に定める市民参加の方法もその一つと考えられます。

#### ■ 第2項

市民等が保有するまちづくりに関する情報を市民同士で共有することによって、まちづくりに参加する市民等の興味や関心、意欲の喚起を図り、さらに協働のまちづくりを推進しようとするものです。

#### ■ 第3項

市民等が自ら考え、行動することができるためには、正しい情報を得ることが欠かせません。まちづくりに参加したいという市民等の興味や関心、意欲を喚起し協働のまちづくりへの参加を推進するため、市が保有する情報を分かりやすく、迅速に市民等に提供することに努めることを定めています。なお、市が保有する情報には、個人情報が含まれる場合があるため、市が市民等に情報を提供する場合には、大牟田市個人情報保護条例を遵守することとしています。

(市の説明責任)

第8条 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりに関する市民等からの意見等の把握に努めるとともに、市民等の意見等に対し、迅速かつ適切に応えなければならない。

【条文の趣旨】

第8条は、市民等に対する市の説明責任と応答責任について定めています。

【解説】

■ 第1項

市民等との協働のまちづくりを推進するためには、市が行う施策について透明性の確保が前提となります。ここでは、施策の立案、実施、評価の各段階において、実施する施策の内容やその効果について市民等の理解や協力を得るため、市民等に対し分かりやすく説明する市の責任について定めています。

■ 第2項

市が、協働のまちづくりに関する市民等からの意見等を把握することに努めるとともに、市民等からの意見等に対し、迅速かつ適切に対応する責任について定めています。

(市民参加の機会の確保)

第9条 市は、市民等の意見等が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、市民等の意見等を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。

【条文の趣旨】

第9条は、開かれた行財政運営を実現するために、市民等の意見等を反映した協働のまちづくりと、市民参加の機会を確保することについて定めています。

【解説】

協働のまちづくりを推進するために、市民等の意見等を行財政運営に反映させるとともに、まちづくりへの市民参加の機会を確保することによって、市民等の協働のまちづくりへの参加を身近なものにすることを定めています。

(市民参加の対象)

第10条 市民等は、市民参加の対象となる次に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
- (5) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

【条文の趣旨】

第10条は、市民等の協働のまちづくりへの参加の対象範囲について具体的に定めています。

【解説】

■ 第1号

ここで定める計画等とは、全市域を対象として、市の政策の基本方針や基本的な事項を定めるような総合的な計画をいい、構想、計画、方針、指針等、その名称は問いません。このような計画等は、市政全般にかかわる重要な計画であり、将来的に市民生活や市政運営に大きく影響することから、市民参加の対象としています。

例として、総合計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン等があります。

■ 第2号

「市政に関する基本的な方針を定める条例」とは、市政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例に定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通認識を持つことが必要であることから、参加の対象としています。

例として、「環境基本条例」、「男女共同参画推進条例」等があり、「協働のまちづくり推進条例」もこういった条例の一つに含まれます。

■ 第3号

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く市民等に適用される規制や制約を定めるものをいいます。このような条例には、市民等の理解、又は協力が必要であることから参加の対象としています。

例として、「火災予防条例」、「自転車等の放置防止に関する条例」、「空き地等の雑草等の除去に関する条例」等があります。

■ 第4号

「広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、1号から3号に掲げるもの以外（ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては除きます。）で、市民等に労力や負担を求める等、市民等の理解と協力が必要であることから、参加の対象としています。

例として、資源物の分別回収（リサイクル）に関する制度等があります。

■ 第5号

「広く市民等の公共の用に供される施設」とは、不特定多数の市民等が利用する、又は多くの市民等が影響を受ける公共施設をいいます。これらの公共施設は、市民生活に密着していることから、施設の設置に関する計画等の策定や変更、廃止は、参加の対象としています。

（市民参加の方法）

第11条 市は、前条各号に掲げる市民参加の対象となる事項（以下「政策等」という。）について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法等により広く市民等の意見等を求めるものとする。

- (1) アンケート調査（政策等に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法をいう。）
- (2) パブリックコメント（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見等を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。）
- (3) ワークショップ（市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法をいう。）
- (4) 説明会（市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見等を求める方法をいう。）
- (5) 審議会等（市の事務について調停、審査又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見等を求める方法をいう。）
- (6) 公聴会（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見等の聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見等を求める方法をいう。）
- (7) その他市長が必要と認める方法

## 【条文の趣旨】

第11条は、市が、市民参加の対象となる事項に関し、市民参加によって意見等を求めるために実施する「市民参加の方法」について具体的に定めています。

## 【解説】

### ■ 第1号

アンケート調査は、政策等の立案、又は検証を行う際に実施し、市民等の意見や考えを把握するための方法です。実施に当たっては、調査対象や範囲を個別の政策等の内容に応じた設定を行うことができます。

### ■ 第2号

パブリックコメントは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の内容を案の段階で公表し、広く市民等から意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して意志決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

### ■ 第3号

ワークショップは、参加者が意見交換や共同作業を行いながら、特定の課題に関してグループ内の意見交換を行い、その結果をもとに参加者全体の意見として合意形成を図るための体験、実践型の参加形式による方法です。

### ■ 第4号

説明会は、市民等に対して市の政策等の概要等を直接説明し、質疑応答や意見交換により、市民等から広く様々な意見等を聴取するための対話の場をいいます。

### ■ 第5号

審議会等は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関のことをいいます。審議会等は、学識経験者等、専門的な知識や経験を有する者が話し合い合意形成を図っていくものです。審議会等では、公募による市民を加え、市民等の意見等を聴く機会を設けることによって、市民等の意見等を反映した結論を導き出すことができます。

### ■ 第6号

公聴会は、市があらかじめ公表した政策等の案に対して、賛成と反対の意見等が存在する場合において、利害の相反する関係者や学識経験者、市民等の意見等を聴き、それらを所定の手続きによって記録、処理し、政策等の決定の際に参考にするものです。

### ■ 第7号

「その他市長が必要と認める方法」は、市民参加の方法として定めた、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ、説



明会、審議会等、公聴会以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、その方法を用いることができることを定めたものです。

**（市民参加の公表）**

**第12条** 市は、前条各号に掲げる方法等により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。

**【条文の趣旨】**

第12条は、市民参加の方法を実施するときに、市民等に対する情報提供（公表）を行うことについて定めています。

**【解説】**

市民参加の方法を実施する場合には、実施のやり方、政策等の目的、時期等を公表するとともに、実施後においては、どのような意見等が提出され、その意見等をどのように検討し、反映したか等、市民参加の方法を実施した結果を公表することが求められます。

ここでは、市民参加の実施について、適切な方法によって公表することを定めています。

**第5章 地域コミュニティの活性化**

**（地域コミュニティ組織の役割）**

**第13条** 校区まちづくり協議会は、地域住民相互の交流と支え合いを通して、地域コミュニティの形成促進に資する活動に主体的に取り組むものとする。

2 校区まちづくり協議会及びその他の地域コミュニティ組織（以下「校区まちづくり協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。

3 校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報を発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。

**【条文の趣旨】**

第13条は、協働のまちづくりを推進していくための、地域コミュニティの中核となる地域コミュニティ組織の役割を定めています。

**【解説】**

■ 第1項

校区まちづくり協議会<sup>\*</sup>は、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織として、地域コミュニティの形成促進を図るため、地域住民との交流と支え合いを通して、住民自治や安心安全な地域社会の形成、生活環境の維持と改善、地域資源の保護と伝承、交流と親睦、支え合い、青少年の育成、支援、情報発信と情報共有等の活動に主体的に取り組むことを役割として定めています。

※校区まちづくり協議会は校区の全住民の総意を反映する自主的な自治組織であり、校区の全ての住民を対象とするものです。地縁組織である町内公民館や自治会をはじめ、校区内のいろいろな団体を構成団体としており、地域の課題やニーズに応え、課題解決や合意形成、連絡調整の場としての機能をもっています。子ども見守り隊、高齢者の見守りや訪問活動、広報誌の発行、環境美化活動、地域のお祭り、運動会等の住民主体の地域活動が実施されています。

#### ■ 第2項

地域コミュニティ組織とは、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会等、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域の様々な事柄に取り組んでいる地縁を主なつながりとした地域社会の団体のことをいいます。

地域に根ざした様々な課題を解決し、住み良い地域社会を創造していくためには、地域の実情に精通している地域住民自らが地域課題を解決していこうとする姿勢を持ち、行動することが重要になってきます。

こうしたことから、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会等の地域コミュニティ組織は地域課題の解決に向けて取り組み、地域活動を通して地域の活性化を推進することを定めています。

#### ■ 第3項

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題を円滑に解決していくためには、地域コミュニティ組織がその活動内容を情報発信し地域住民と情報を共有することが重要になります。また、地域活動の輪をさらに広げていくために、市民等の理解を得る取組に努めることとしています。

#### (地域コミュニティ組織への参加等)

第14条 市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動への参加又は協力に努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第14条は、協働のまちづくりを推進していくために、市民は地域への関心を高め、地縁組織である地域コミュニティ組織の活動を理解し、組織への加入と活動への参加、協力に努めることについて

定めています。

**【解説】**

地縁組織である校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題の解決と持続的に安定した活動を行っていくためには、組織の加入率を高め、市民全体で地域コミュニティの活性化に向け力を合わせ取り組んでいくことが不可欠です。このため、市民自らが、地域コミュニティ組織の活動について理解を深めた上で、地域コミュニティ組織を活性化させるために、積極的に組織への加入及び参加、協力を努めることとしています。

**(地域コミュニティ組織への支援)**

- 第15条** 市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等の活動の周知啓発を推進するものとする。
- 2** 市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる施設の確保及び整備を推進するものとする。
- 3** 市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を推進するものとする。

**【条文の趣旨】**

第15条は、地域コミュニティ組織の活動に対して、市が支援を行うことについて定めています。

**【解説】**

**■ 第1項**

市民の地域活動の輪を広げ、全市的に地域コミュニティ組織の活動を推進するためには、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動の意義、目的及び重要性を市民に理解してもらう必要があります。このため、市は様々な機会を捉えて地域コミュニティ組織が行う地域活動について、市民に対し周知、啓発を推進することとしています。

**■ 第2項**

校区まちづくり協議会が主体的に地域活動を行っていくためには、活動の拠点が重要な役割を果たすことから、市は地域活動の拠点施設の確保と整備を推進するため、校区まちづくり協議会への校区コミュニティセンター整備の支援を行うこととしています。

**■ 第3項**

市は、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動の促進と持続的に安定した活動を支援するため、地域コミュニティ組織に対して人的、財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第16条は、地域社会の一員である事業者の地域コミュニティにおける役割について定めています。

【解説】

事業者は地域における経済活動を通して、地域社会と密接な関わりがあるばかりではなく、地域社会の一員として地域コミュニティにおいても重要な役割があります。ここでは、事業者が地域コミュニティに参加、協力し、地域活動の支援を行い、地域社会への貢献に努めることを役割としています。

(人材育成)

第17条 校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘と地域社会を担う次世代の育成に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第17条は、地域住民による主体的で持続的な地域活動を推進していくために、地域コミュニティを担う人材の確保と人材育成について定めています。

【解説】

地域課題の解決と地域コミュニティの活性化を主体的かつ持続的に図っていくためには、地域の活動を担う人材を発掘・育成していくことが不可欠です。また、将来の地域コミュニティを活気あるものとするためには、これから地域社会を担う次世代の育成に取り組むことも益々重要となります。

このため、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織は主体的に地域活動を担う人材の発掘・育成と地域社会を担う次世代の育成の取組を進めるとともに、市も地域コミュニティ組織のそれらの取組に対して積極的な支援を行うことによって、地域コミュニティの活性化を図ることとしています。

## 第6章 市民活動の促進

### (市民活動団体の役割)

- 第18条 自主的かつ自発的な公益性のある社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、その特性と専門性を活か<sup>い</sup>し、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、まちづくりの主体である市民等及び市との連携・協力を努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第18条は、協働のまちづくりを推進していくための協働のパートナーである市民活動団体の役割を定めています。

#### 【解説】

##### ■ 第1項

市民活動とは、市民等が自主的、自発的に行う営利を目的としない公益性のある社会貢献活動です。こうした市民活動を行う団体は、個々の目的や考え方に基づき多様な活動が可能であり、迅速で機動力のある公共サービスを提供することができる等の特性があります。また、活動のテーマも特化されていることから、専門知識を持った人材を集めることができるため、専門性を高めやすいといった面もあります。市民活動団体が新たな公共サービスの担い手として果たす役割は今後益々高まると考えられることから、その専門性や特性を活かして協働のまちづくりへの貢献に努めることを役割としています。

##### ■ 第2項

市民活動団体が継続した活動を行い、自ら掲げる活動目的を円滑に達成していくためには、市民活動団体の活動が市民等に広く認識され理解されることが重要になります。また、市民をはじめとする様々なまちづくりの主体との連携・協力の輪を広げるためには、市民活動団体の活動内容を分かりやすく情報提供していくことが必要になります。こうしたことから、市民活動団体は、団体の活動内容の積極的な周知啓発に努めることとしています。

##### ■ 第3項

市民活動団体に取り組む社会的課題は多様で多岐にわたります。市民活動団体がその活動を活性化させ、社会貢献性のある活動に取り組んでいくためには、地域コミュニティ組織をはじめまちづくりに携わる様々な主体との連携・協力が必要となります。こうしたことから、市民活動団体は様々なまちづくりの主体との連携・協力を努めることとしています。

(市民活動への支援)

- 第19条 市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携・協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。
- 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。
- 3 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターの機能の充実を推進するものとする。
- 4 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。

【条文の趣旨】

第19条は、市民活動を促進させるための市民活動団体に対して、市が支援を行うことについて定めています。

【解説】

■ 第1項

自主性、自立性をもって主体的に活動することが、市民活動団体のあるべき姿であることから、市は市民活動団体の自主性、自立性を尊重し対等な関係で支援を行うこととしています。また、市民活動団体同士がお互いにつながりをもって協力関係を築くことは、市民活動団体の課題解決力の向上にもつながることから、市は市民活動団体同士の交流促進を推進することとしています。

■ 第2項

市民活動団体が社会的課題の解決に取り組むためには、市民活動に関する情報をはじめとする様々なまちづくりに関する情報が必要になります。また、市民活動の輪を広げていくためには、市民活動団体の活動を市民等に理解してもらうことが重要になります。

このため、市は市民活動に関する情報をはじめ、まちづくりに関する情報を市民活動団体に提供するとともに、市民等に対し市民活動団体の活動を周知啓発することとしています。

■ 第3項

市民活動団体の活動しやすい環境整備を図り、市民活動団体同士の交流やネットワーク作りの推進を図るため、市は、市民活動等多目的交流施設（えるる）において、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターの機能の充実を図ることとしています。

■ 第4項

市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体に対する情報の提供、相談及び財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。

## 第7章 条例の位置付け及び見直し等

### (条例の位置付け)

第20条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

#### 【条文の趣旨】

第20条は、この条例が本市の協働のまちづくりを推進するための基本原則であり、市民等と市がこの条例の趣旨を最大限に尊重し、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現を図ることについて定めています。

#### 【解説】

この条例は、協働のまちづくりを進めていくうえでの基本原則であり、市民等と市との協働の仕組みとルールを定めるものです。まちづくりの主体である市民等と市がこの条例の趣旨を理解し、それぞれの役割のもと実践していくことによって、この条例の本来の目的を達成することができます。市民等と市は、この条例の事項を最大限に尊重しながら、協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

### (条例の見直し)

第21条 市は、必要に応じて、市民等の意見等を踏まえ、この条例の見直しを行うものとする。

#### 【条文の趣旨】

第21条は、この条例の見直しについて定めています。

#### 【解説】

これからの協働のまちづくりをより実効性のあるものとしていくため、常に社会情勢等との適合性を勘案し、市は必要に応じて市民等の意見等を聴きその意見等を踏まえながら、条例の見直しを行うことを定めています。

### (附属機関の設置)

第22条 この条例に基づく協働のまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関を置くものとする。

**【条文の趣旨】**

第22条は、この条例の目的に沿って協働のまちづくりの推進の取組が行われているかを調査審議するための附属機関を設置することについて定めています。

**【解説】**

協働のまちづくりを実効性あるものとしていくためには、この条例をどのように活用していくが重要なポイントになります。このため、協働のまちづくりの進捗状況を点検し、客観的な評価を行うため、市長の附属機関として大牟田市協働のまちづくり推進委員会を設置することとしています。

**第8章 雑則**

**(委任)**

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【条文の趣旨】**

第23条は、この条例で定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。